

(What can I do if I am not married to my abuser?)

私が虐待者と結婚していない場合、私にできることは何ですか。

合衆国市民か LPR である親に虐待されている 21 歳以下の独身の子女には VAWA の資格があります。虐待されている子女の親にも VAWA の資格があります。

(Do I need to see an Immigration Attorney?)
私は移民弁護士に会う必要がありますか。

弁護士にあらかじめ話をしないで、移民局に行くことがないようにして下さい。弁護士を雇うお金がない場合は、家庭内暴力の避難所、法律サービス団体、あるいはナ・ロイオに連絡して、安く、あるいは無料で助けてくれる弁護士を捜して下さい。

This project was supported by Award NO.#98-VA-GX-0015, awarded by the Office for Victims of Crime, Office of Justice Programs, U.S. Department of Justice, through the State of Hawaii Department of Attorney General and the Honolulu Department of Prosecuting Attorney, Victim Witness Kokua Services.

Please feel free to reproduce as needed
ご自由に複写して下さって結構です。

What Can I Do
If I Am An Immigrant
In An Abusive Marriage?
配偶者に虐待されている移民に
できることは何ですか。

Hawaii Immigrant Justice Center
P.O. Box 3950
Honolulu, HI 96812

Phone: (808) 536-8826
Fax: (808) 537-4644
Toll-Free for Neighbor Islands:
1-877-208-8828

(What is domestic violence?)

家庭内暴力とは何ですか。

家庭内暴力とは、夫婦、ボーイフレンドとガールフレンド、同性愛者のパートナー、大人の親戚、親子など、知っている者の間に起きるものです。暴力の結果、肉体的な怪我をすることがよくありますが、それ以外にも、性的暴行、脅し、隔離、感情的虐待などを伴うこともあります。

(What can I do if I am a victim?)

私が被害者になったら

どんなことをすることができますか。

- ◆ 危険な場合は、子供さんを連れて、お友達の家か虐待された女性の避難所に行って下さい。
- ◆ 怪我をしている場合は、すぐに医者に行って下さい。
- ◆ 警察を呼んでください。家庭内暴力は違法です。
- ◆ 虐待者があなたやあなたの子供たち、または家族のメンバーに連絡したり、襲ったり、性的に暴行したり、電話したりすることを禁止するために、停止命令を取ってください。
- ◆ 移民法上の問題があると思われる場合は、移民法の弁護士に連絡してください。そのお金がないときはナオイオにお電話してください。

(What are my rights if I am an immigrant married to an abusive United States citizen or permanent resident?)

私が暴力的な合衆国市民あるいは永住者と結婚している移民である場合、私にはどんな権利がありますか。

この質問に対する答は、あなたが合衆国の市民あるいは国民であるか、合法的永住者(LPR)であるか、暫定的永住者であるか、書類がない、あるいはその他の留学生や観光客などの移民上の身分であるか

などによって違います。離婚は、あなたの移民法上の立場に影響を与えることはありません。

(What can I do if I am a United States citizen or national?)

私が合衆国市民あるいは国民である場合、私にできることは何ですか。

あなたが合衆国市民あるいは国民(一般にアメリカン・サモアで生まれた方)である場合、移民上の影響を心配しないで、あなたの配偶者と離婚や別居をすることができます。

(What can I do if I am a Lawful Permanent Resident?)

私が合法的永住者である場合、私にできることは何ですか。

あなたがLPRである場合、移民上の影響を心配しないで、あなたの配偶者と離婚や別居をすることができます。もし将来帰化する意志がある場合は、結婚が真正な(本物)であることを示す書類や、虐待の証拠を保管しておいたほうが良いでしょう。

(What can I do if I am a Conditional Permanent Resident?)

私が暫定的永住者である場合、私にできることは何ですか。

あなたが暫定的永住者である場合、あなたを虐待する配偶者と結婚を続ける必要はありません。あなたが配偶者と離婚あるいは別居していても、LPRになれます。あなたが、あなたを虐待している配偶者とまだ一緒に住んでいる場合、LPRになるために彼に協力してもらう必要はありません。

LPRになるためには、I-751と言う書類を、あなたの2年のカードが切れる90日以内に移民局(INS)に提出しなければなりません。配偶者と離婚

した場合は、離婚後すぐにI-751を提出してもかまいません。

虐待者の助けなしにI-751を提出する場合は以下の種類の中の一つを選んでください。

- ◆ 誠実な結婚をしたが、正当な理由で別れた。
- ◆ 誠実な結婚をしたが、家庭内暴力や極端な精神的虐待の被害者になった。
- ◆ 自国に帰ることがあなたにとって大きな苦難を招く。

(What can I do if I am undocumented or have some other immigration status?)

私に書類がない場合、また移民上その他の身分である場合、私にできることは何ですか。

あなたに書類がない場合、あるいはその他の留学生や観光客などの移民上の身分であり、合衆国市民あるいはLPRの配偶者に虐待されている場合、女性に対する暴力法令(VAWA)と呼ばれる新しい法律に従って、虐待している配偶者の助けなしにLPRになることができるかもしれません。一般的に、VAWAが適応されるためには、以下のことを証明しなければなりません。

- ◆ あなたと虐待者は真正な(本物の)結婚をしていたこと、または結婚相手による暴力や、ひどい虐待のゆえに過去2年以内に離婚したこと
- ◆ あなたが家庭内暴力や激しい精神的虐待の被害者であること。

あなたの子供さんが合衆国の市民あるいはLPRでない場合は、子供達もあなたのVAWAの申し込みに含めることができます。また、もし子供自身も虐待の被害者である場合は、自分のVAWAの申し込みをすることができます。VAWAの申し込みが認められれば、あなたはLPRになるための最初の段階を済ませたこととなります。